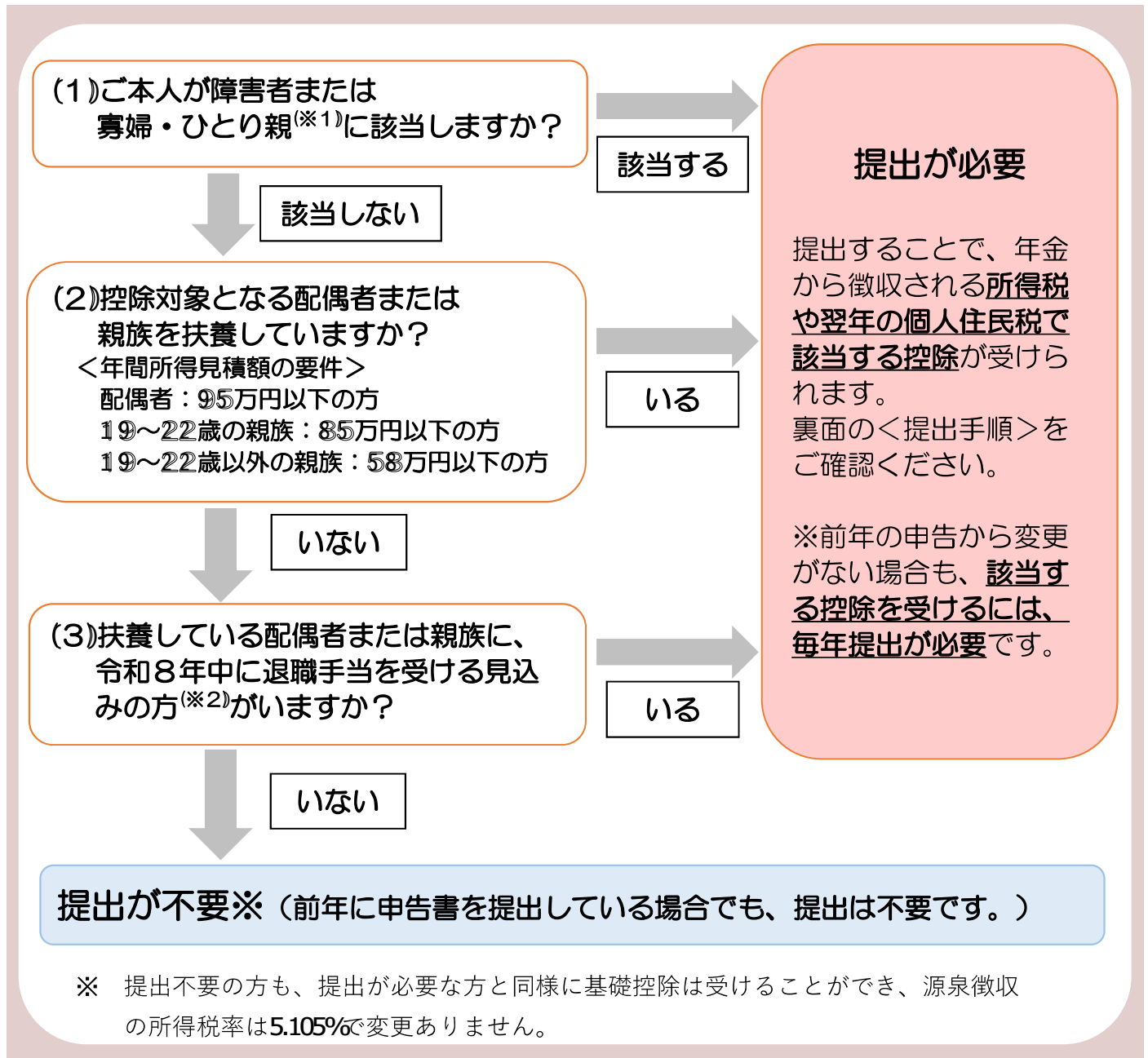


大切なお知らせ

令和8年分の扶養親族等申告書の提出をお願いします

下記の図で提出が必要かご判断ください

提出すると老齢年金受給の際に該当する控除が受けられます



※1：障害者、寡婦・ひとり親の要件については、同封の手引き3ページをご覧ください。

※2：退職所得を除いた年間所得見積額が配偶者は95万円以下、配偶者以外の親族は58万円以下（19～22歳は85万円以下）の方に限ります。

控除対象の条件等について、詳しくは同封の「作成と提出の手引き」をご覧ください。

裏面へ続く

大切なお知らせ（裏面）

＜税制改正の内容について＞～令和7年度税制改正が行われました～

1. 控除対象となる配偶者の要件

控除対象となる配偶者の所得要件が一部変更となりました（下図の赤字下線箇所）。

受給者本人と生計を一にする配偶者（法律婚に限る）で、年間所得見積額が以下に該当する方が控除対象となります。

＜改正前＞

		配偶者所得		
		48万円以下	48万円超～ 95万円以下	95万円超
本人所得	900万円以下	配偶者控除（70歳以上は加算あり）、障害者控除	配偶者特別控除（※1）	
	900万円超	障害者控除（※2）	控除対象外（※3）	

＜改正後＞

		配偶者所得		
		58万円以下	58万円超～ 95万円以下	95万円超
本人所得	900万円以下	配偶者控除（70歳以上は加算あり）、障害者控除	配偶者特別控除（※1）	
	900万円超	障害者控除（※2）	控除対象外（※3）	

※1 配偶者が70歳以上または障害者の場合であっても、控除額の加算はありません。

※2 配偶者が障害者でない場合は、控除の対象外です。

※3 本人所得が1,000万円以下、配偶者所得が133万円以下の場合は、確定申告により配偶者（特別）控除が受けられます。

詳しくは、国税庁ホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお問い合わせください。

2. 扶養親族の要件

控除対象となる扶養親族の所得要件が、年間所得見積額「48万円以下」から「58万円以下」に引き上げられました。

受給者本人と生計を一にする配偶者以外の親族で、年間所得見積額が58万円以下の方が控除対象となります。

3. 19歳～22歳の配偶者以外の親族の要件

受給者本人と生計を一にする19歳～22歳の親族（配偶者を除く）で、年間所得見積額が「58万円超～85万円以下」の方は、「特定親族」として源泉徴収の際に控除を受けることができますようになります。

※年間所得見積額が58万円以下の方は、上記2の扶養親族に該当します。

＜提出手順＞

確認

申告書にあらかじめ記載されている配偶者・扶養親族等に変更・追加があるかをご確認ください。

変更・追加がない場合

「変更なし」の口に✓をしたうえで、提出年月日、ご本人の氏名、電話番号を記入

変更・追加がある場合

「変更あり」の口に✓をしたうえで、同封の「手引き」を参照し、記載内容を訂正・追加

投函

申告書を返信用封筒に入れて切手を貼り、ポストに投函してください。
（マイナンバーが確認できる書類の添付は不要です）

※申告書にマイナンバーの記入がない場合でも、記入がないことのみを理由に申告書を受理しないことはありません。

令和 8 年分扶養親族等申告書作成と提出の手引き

詳しくは、この手引きをご覧ください。 京都府市町村職員共済組合

必ずお読みください

- 「扶養親族等申告書」の記入にあたっては、本手引の 2 ページから13ページを参照してください。
- 「扶養親族等申告書」の「変更なし」欄が「***」で消されている方は令和 7 年分の「扶養親族等申告書」を提出されていない方、または令和 7 年の年金額が源泉徴収の対象でなかった方です。
令和 8 年分の申告書を提出する場合は、「扶養親族等申告書」の「変更あり」の□に必ず✓をし、必要事項を全てご記入の上、ご提出ください。
- 「扶養親族等申告書」の「変更ありに該当する方」1～8 以外にも、職場を退職したこと等により令和 8 年から人的控除を希望する場合は、「変更あり」の□に✓をし、必要事項を全てご記入の上、ご提出ください。
- 本人が障害者・寡婦・ひとり親に該当しない方で、控除対象となる配偶者または扶養親族等がいらない方は提出不要です。
- 個人番号（マイナンバー）の記載が法律により義務化されました。個人番号（マイナンバー）に関する税法上のお問い合わせは、お近くの税務署へお願いします。

《提出にあたって》

提出期限は、令和 7 年 1 1 月 5 日（水）です。

- 提出前に、記入された内容を再度ご確認ください。
- 赤線で囲われた項目（㊤欄「変更なし」「変更あり」、「提出年月日」、㊤欄「受給者の氏名（漢字）」、「電話番号」）の記入をしましたか。
- 印字内容に不備はありませんか。

お問い合わせ先

京都府市町村職員共済組合 年金課

TEL 075-431-0303

(8:30~17:15 ただし、土・日・祝を除く)

『令和8年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の作成と提出の流れ

※以下のすべてに該当する場合、**提出は不要**です。

- ①本人が障害者または寡婦・ひとり親に該当しない。
- ②控除対象となる配偶者または扶養親族がない。
- ③令和8年中に退職所得を受ける見込みのある配偶者または扶養親族等がない。

A 令和7年分の申告内容から変更はありますか？

※1または2のどちらか一方の□に✓をしてください。

1 令和7年分から「**変更なし**」で申告します。 ☐

→提出年月日、⑧受給者欄の氏名及び電話番号のみを記入し、ご提出ください。他の項目の記入は不要です。

※変更なし欄に“”が印字されている方は、前年が未提出または未提出の方です。令和8年分の申告書を作成する場合は、2の変更ありの□に✓をし、申告するすべての事項を記入してください。

2 令和7年分から「**変更あり**」で申告します。 ☐

→令和7年の申告内容をご確認いただき、変更がある場合は「手引き」をご覧ください。例えば、変更箇所だけでなく、申告するすべての事項を記入してください。

○申告書の内容をご確認いただき、**A欄**を記入してください。

前年から「変更なし」の場合

⇒1（変更なし）の□に✓をしてください。

前年から「変更あり」の場合

⇒2（変更あり）の□に✓をしてください。

提出年月日 令和 ○年○○月○○日

○提出年月日を記入してください。

B 受給者

フリガナ	ネンキン タロウ
氏名	年金 太郎
電話番号	(XX) XXXX - XXXX

○**B欄**の「氏名」欄、「電話番号」欄を記入してください。

※氏名（フリガナ）をご確認ください。

※代理の方が記入する場合は申告書⑥欄に

代筆した旨と代筆者氏名をご記入ください。

「変更あり」の場合

「変更なし」の場合

○**B**・**C**・**D**欄を訂正または追加してください。

※変更がある場合は二重線で抹消・訂正してください。

※訂正印は不要です（下記の「訂正の例」、「抹消の例」を参照してください。）。

※黒ボールペン等でご記入ください。

（例は朱字で訂正していますが、実際の記入は、黒ボールペンで訂正してください。）
（書いた文字が消せるボールペンでの記入はしないでください。）

<訂正の例>

C 控除対象となる配偶者

4 源泉控除対象配偶者
または
障害者に該当する同一生計配偶者

フリガナ

氏名

ネンキン ~~ユミコ~~ ユミコ

年金 ~~由里子~~ 由美子

<抹消の例>

C 控除対象となる配偶者

4 源泉控除対象配偶者
または
障害者に該当する同一生計配偶者

フリガナ

氏名

ネンキン ~~ユミコ~~

年金 ~~由里子~~

※**C**・**D**欄の記入が不要な場合
控除対象となる配偶者、親族がない場合

○**E**欄を記入してください。

記入事項については、本手引6ページをご覧ください。

○封筒に切手を貼って提出

法令上受給者による提出が規定されているため、申告経費である切手代は受給者のご負担をお願いします。

「令和7年扶養親族等の内訳」欄について

この欄は、令和7年の扶養親族等の有無を確認するために使用します。

扶養親族等の内訳	課税区分	本人			源泉控除対象配偶者	扶養者数				障害			非居住者親族	
		寡婦等	障害			特 定	老 人	16 歳 未 満	一 般	特別		普 通		
			特 別	普 通						同 居	別 居			
	27	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
令和7年	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ

本人が寡婦・ひとり親や障害に該当した場合、扶養親族があった場合は、該当する「イ～セ」欄に「0」以外の数字が印字されています。

- 課税区分…「1」または「2」は、令和7年分の扶養親族等申告書を提出された方の区分です。
- 「3」は、令和7年分の扶養親族等申告書を提出されていない方の区分です。
- 「4」は、令和7年分の年金額が源泉徴収の対象でなかった方の区分です。

※課税区分が「3」または「4」の方は、令和7年の欄が***で消されます。

- 寡婦等…「1」は寡婦、「4」はひとり親に該当された方の区分です。
- 源泉控除対象配偶者…「1」は70歳未満、「2」は70歳以上（老人）の方の区分です。
- 「40」欄（黒塗り）…管理項目のため、確認していただく必要はありません。

用語の説明

○「普通障害者」「特別障害者」とは

所得税法上の障害者は、その障害の程度により、「普通障害者」と「特別障害者」に区分されます。代表的な例は次のとおりです（詳細は国税庁のホームページまたは税務署にご確認ください。）。

配偶者又は扶養親族の年間所得見積額が58万円を超える場合は、その方が障害者に該当しても障害者控除の対象にはなりません。

障害者	障害者区分	
	普通障害者	特別障害者
精神に障害がある方で 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	右の等級以外の方	精神障害者保健福祉手帳の 障害の等級が1級の方
身体上の障害がある方で 身体障害者手帳の交付を受けている方	障害の程度が 3級から6級の方	障害の程度が 1級または2級の方
知的障害者と判定された方で 療育手帳の交付を受けている方	中度または軽度 と判定された方	重度 と判定された方

※介護保険の要介護認定を受けているだけでは、障害者控除を受けることはできません。

障害者控除に該当するかについてご不明な点があれば、お住まいの市区町村や最寄りの税務署、社会福祉事務所にお問い合わせください。

○「寡婦」・「ひとり親」とは

受給者本人が現在結婚をされていない方、または配偶者の生死が明らかでない方で、下表の条件に該当する方です。

本人の所得	本人の性別	扶養親族等の要件	配偶者との関係（※3）	控除の区分 控除額（年額）
500万円以下 （※1）	男性	子（※2）がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親 （36万円）
	女性	子（※2）がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親 （36万円）
		扶養親族がいない	死別・生死不明	寡婦 （27万円）
		子以外の扶養親族がいる	死別・離婚・生死不明	寡婦 （27万円）

※1：500万円を超える所得がある方は所得税の控除対象になりませんが、退職所得を除くと500万円以下となる場合は、地方税の控除対象となります。

※2：他の方の同一生計配偶者・扶養親族になっておらず、受給者本人と生計を一にする所得額58万円以下の子に限りです。58万円を超える所得がある子は所得税の控除対象になりませんが、退職所得を除くと58万円以下となる場合は、地方税の控除対象となります。

※3：住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」、またはこれらと同様の記載がある場合を除きます。

○扶養親族の種別

「控除対象扶養親族」：受給者本人と生計を一にする配偶者以外の親族で、16歳以上（平成23年1月1日以前生まれ）で合計所得金額が58万円以下の方（「扶養親族等の内訳」欄は「一般」に印字されます）

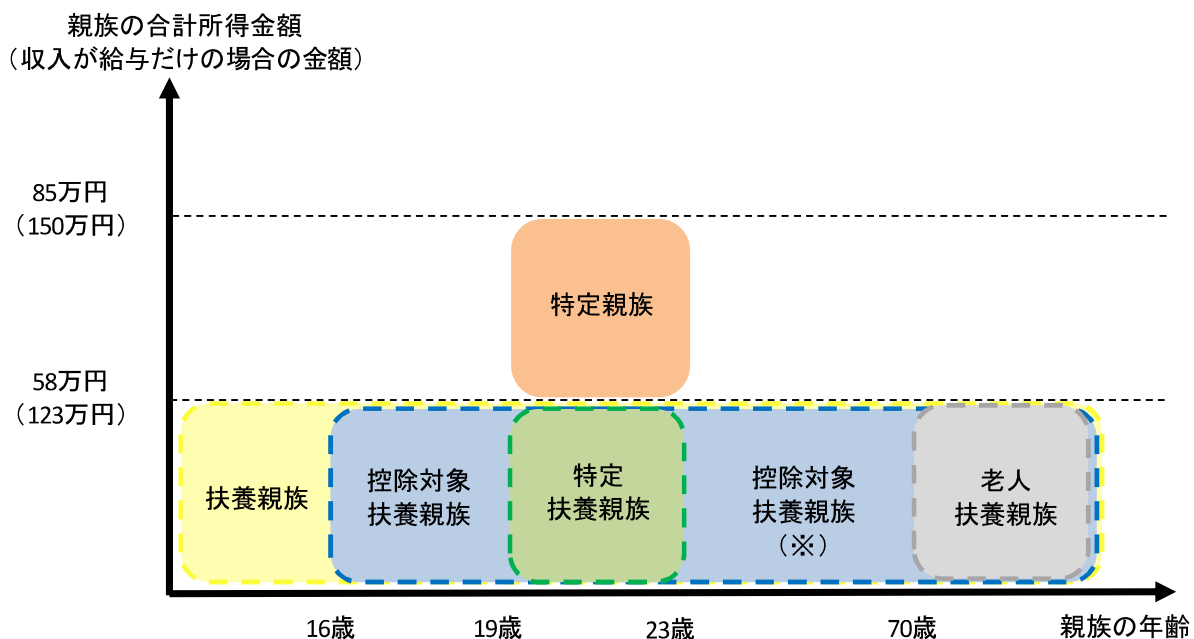
「特定扶養親族」：控除対象扶養親族のうち、19歳～22歳（平成16年1月2日から平成20年1月1日までに生まれた方）で合計所得金額が58万円以下の方（「扶養親族等の内訳」欄は「特定」に印字されます）

「特定親族」：受給者本人と生計を一にする配偶者以外の親族で、19～22歳（平成16年1月2日から平成20年1月1日までに生まれた方）で合計所得金額が58万円超85万円以下の方（「扶養親族等の内訳」欄は「特定」に印字されます）

「老人扶養親族」：控除対象扶養親族のうち、70歳以上（昭和32年1月1日以前生まれ）の方（「扶養親族等の内訳」欄は「老人」に印字されます）

「扶養親族」：受給者本人と生計を一にする配偶者以外の親族で、16歳未満（平成23年1月2日以降生まれ）で合計所得金額が58万円以下の方（「扶養親族等の内訳」欄は「16歳未満」に印字されます）

<参考：扶養親族の範囲>



※年齢30歳以上70歳未満の非居住者については、①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人、②障害者、③居住者である年金受給者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上を受けている人、のいずれかに該当する場合に限ります。

『令和8年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の記入例

※黒ボールペン等で記入してください（書いた文字が消せるボールペンでは記入しないでください。）。

左面

申告書の提出が必要な方へ ※赤枠で囲われた欄は必ず記入し、加算し

※本人が障害者・高齢者等に該当しない方で、控除対象となる配偶者または扶養親族等（右下「注意事項」を参照）がいない方は提出不要です。

令和7年の申告内容から「変更なし」に該当する方
印字されている令和7年の申告内容（氏名、令和7年扶養親族等の内訳欄）から変更がない方
①の1の□に✓をして提出年月日及び②の赤枠のみ記入してください。

令和7年の申告内容から「変更あり」に該当する方
1 婚姻、就職、死亡等によって扶養親族等の状況に変更がある方
2 令和8年中に退職所得を受ける見込みのある扶養親族等がいる方
3 令和7年分「退職所得あり」で申告した配偶者または扶養親族等が、令和8年中に退職所得を受ける見込みがない方
4 令和8年中に控除対象配偶者が70歳、または、扶養親族等が18歳、19歳、23歳、70歳に到達する方（生年階層の見積額が55万円以下の方に属する。19歳に到達する方は55万円以下の方に属する。）
5 令和7年分で国外居住者として申告した扶養親族等が、令和8年中に30歳に到達する方
6 本人または扶養親族等の障害区分等に変更がある方
7 令和7年分でマイナンバー（個人番号）を記入していない扶養親族等を令和8年分でマイナンバーを記入して申告する方
8 変更なし欄が***で消されている方のうち、令和8年分から扶養親族等を申告する方
→上記1から8のいずれかに該当する場合には、変更箇所だけでなく、申告するすべての事項を記入のうえ、提出してください。

令和8年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

A 令和7年分の申告内容から変更はありますか？
※1または2のどちらか一方の□に✓をしてください。
1 令和7年分から「変更なし」で申告します。
→提出年月日、②受給者の氏名及び電話番号のみを記入し、ご提出ください。他の項目の記入は不要です。
2 令和7年分から「変更あり」で申告します。
→令和7年の申告内容をご確認いただき、変更がある場合は「手引き」をご覧ください。変更箇所だけでなく、申告するすべての事項を記入してください。

B 受給者
氏名 フリガナ ネンキン タロウ
電話番号 () - () - ()
生年月日 大 昭 年 月 日 性別 男 女
③ 配偶者の有無 配偶者がいる ☒ 配偶者がいない ☐ 配偶者を控除対象配偶者として申告する場合は「手引き」をご覧ください。配偶者がいない場合は「手引き」をご覧ください。

C 控除対象となる配偶者
④ 源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者
氏名 フリガナ ネンキン ユミコ
続柄 年金 由美子
生年月日 大 昭 年 月 日
マイナンバー（個人番号） 収録済 ***-**-****

⑤ 配偶者の区分
配偶者の収入が年金のみで、下記1、2のどちらかに該当する方は右の欄に□をしてください。
1. 65歳以上の場合、年金額が168万円以下の方
2. 65歳未満の場合、年金額が118万円以下の方
上記以外の方は「手引き」を参照し、右の欄に年間所得の見積額を記入してください。（収入がない方はゼロを記入）
通算所得がある方は、右の欄に○をしたうえで、上記金額から通算所得を除いた金額をご記入ください。（通算所得がない方は記入不要です。）

⑥ 同居、別居、非居住者
同居 ☒ 別居 ☐ 非居住者 ☐
⑦ 配偶者老人区分
配偶者の年間所得の見積額が55万円以下かつ70歳以上の場合は「配偶者老人区分」に記入してください。
⑧ 配偶者障害
（提出しない場合は記入不要）
障害者区分 障害者区分

必須

必ず読んでください

御自身が該当するのは「変更なし」か「変更あり」かをご確認ください。

必須

提出年月日を記入してください。

必須

変更がない場合

「変更なし」の□に✓をしてください。氏名および電話番号を記入して提出してください。

変更がある場合

「変更あり」の□に✓をしてください。氏名、電話番号および⑥欄から⑧欄の変更事項を訂正または追加で入してください。

①～⑧については、
本手引7～8ページを参照

右面へ

「個人番号（マイナンバー）」欄について

「収録済」と印字されている場合

⇒記入は不要です。

※前回提出してから個人番号（マイナンバー）の変更がある場合は、「令和7年分の申告内容から変更はありますか？」の欄の「変更あり」の□に✓をして、⑤摘要欄に、該当者の氏名と変更後の個人番号（マイナンバー）をご記入ください。

海外にお住まい等の理由で、個人番号（マイナンバー）をお持ちでない方は、⑤摘要欄に、該当者の氏名およびお持ちでない旨とその理由をご記入ください。

「未収録」と印字されている場合

⇒「変更あり」の□に✓をして、該当者の個人番号（マイナンバー）をご記入ください。

※個人番号（マイナンバー）が確認できる書類の添付は必要ありません。

※個人番号（マイナンバー）の記入がない場合でも、記入のないことのみをもって申告書を受理しないことはありません。

※個人番号（マイナンバー）を記入することで、翌年以降は記入が不要になります。

D

扶養親族等

右面

[illegible]

▶ 個人番号（マイナンバー）については、5 ページをご確認ください。

- ・別居の場合

・非居住者の場合

- ・個人番号を変更した場合

・代理の方が記入する場合

年金太郎に代わり、私が代理で
記入しました。

代筆者 年金 花子

E 摘要欄

14 擴 充	

- ・控除対象配偶者、扶養親族等が障害者に該当する場合⇒その方の氏名、障害者手帳等の交付年月日（手帳の種類を「その他」で申告する場合は、障害の内容等を記載してください。）
- ・控除対象配偶者、扶養親族等が別居している場合⇒別居の方の氏名と住所
- ・控除対象配偶者、扶養親族等が非居住者（国内に住所を有しない方）の場合⇒非居住者の氏名と住所（別途書類を添付する必要があります。本手引10ページ「国外にお住まい（非居住者）の扶養親族等がいる場合」をご確認ください。）
- ・控除対象配偶者、扶養親族等が個人番号（マイナンバー）を変更した場合
⇒扶養親族等の氏名および変更後の個人番号（マイナンバー）
- ・同一生計内に所得者が2人以上いる場合（他の所得者が控除を受ける扶養親族等がいる場合）
⇒その扶養親族等およびその方を扶養親族等として控除を受ける他の所得者の氏名、受給者から見た続柄、生年月日、住所
- ・代理の方が記入する場合⇒代筆した旨と代筆者の氏名

記入項目について①

A 令和7年分の申告内容から変更はありますか？

②～④欄の記入内容をご確認いただき、①欄の必ずどちらか一方の□に✓をしてください。

●前年から変更が「ない」場合

「変更なし」の□に✓をし、提出年月日、②欄のご本人の氏名および電話番号を記入の上、ご提出ください。

●前年から変更が「ある」場合

「変更あり」の□に✓をし、提出年月日、②欄のご本人の氏名および電話番号を記入の上、申告書の該当する箇所を記入し、ご提出ください。

B 「受給者」欄

1 本人障害【手引3ページ 「「普通障害者」「特別障害者」とは」を参照】

障害者に該当する場合は、普通障害・特別障害いずれかに○をしてください。

また、手帳の種類のいずれかに○をし、障害等級、交付年月日をご記入ください。

なお、手帳の種類に「その他」で○をした場合は、申告書の⑤欄の⑭に障害の内容等を記載してください。

障害を示す書類（手帳の写しなど）は不要です。

2 本人所得【手引11～13ページ 「「年間所得の見積額」の計算方法」を参照】

本人の年間所得の見積額が900万円を超える場合は、□に✓をしてください。

※900万円を超える場合、配偶者控除の対象外です。

3 寡婦・ひとり親の申告【申告書裏面 寡婦・ひとり親の判別方法を参照】

配偶者がいない場合は、申告書裏面の【寡婦・ひとり親の申告】へ進んでください。

申告書裏面の【寡婦・ひとり親の申告】の判別方法にて該当するものを確認し、「はい」または「いいえ」等の該当する方を○で囲み設問を進んだうえで、いずれかに該当した場合、該当したものの□に✓をしてください。

寡婦・ひとり親を示す書類は不要です。

配偶者を源泉控除対象者として申告する場合は③へ進んでください。

配偶者以外に、申告する扶養親族等がいる場合は、④へ進んでください。

C 「控除対象となる配偶者」欄

4 源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者

受給者本人と生計を一にする配偶者（法律婚に限ります。）の氏名、続柄、生年月日をご記入ください。

5 配偶者の区分【手引11～13ページ 「「年間所得の見積額」の計算方法」を参照】

配偶者の収入が年金のみで、記載されている年金額以下の場合は□に✓をしてください。

それ以外の場合は年間所得見積額（所得の見積額がマイナスとなる場合は、ゼロ）を必ずご記入ください。

また、配偶者が令和8年中に退職所得を受ける見込みである場合、「退職所得あり」を○で囲み、退職所得を除いた年間所得見積額を必ずご記入ください。

記入項目について②

6 同居・別居・非居住者の区分

【手引10ページ「国外にお住まい（非居住者）の扶養親族等がいる場合」を参照】

受給者と同居か別居か非居住者（国内に住所を有しない方）のいずれかに○をしてください。

「別居」の場合は、申告書のE欄の⑭に別居している方の氏名と住所をご記入ください。

「非居住者」の場合は、申告書のE欄の⑭に非居住者の方の氏名と住所をご記入ください。

また、「非居住者」の場合は、「親族関係書類」を扶養親族等申告書に添付してください。

7 配偶者老人区分

配偶者の年間所得の見積額が58万円以下で70歳以上の場合、「老人」に○をしてください。

※老人控除対象配偶者（年間所得の見積額が58万円以下で70歳以上・昭和32年1月1日以前に生まれた方）を「老人」と省略して記載しています。

8 配偶者障害 【手引3ページ「普通障害者」「特別障害者」とは」を参照】

記入方法は①をご覧ください。

※配偶者が障害者に該当しても、年間所得見積額が58万円を超える場合は障害者控除の対象外です。

D 「扶養親族等」欄

9 源泉控除対象親族（16歳以上）または扶養親族（16歳未満）

【手引き4ページ「扶養親族の種別」を参照】

源泉控除対象親族（※1）および扶養親族（※2）の氏名、続柄、生年月日をご記入ください。

※受給者本人と生計を一にする親族で、年間所得の見積額が58万円以下の方が対象となります。

※1 16歳以上：平成23年1月1日以前に生まれた方

※2 16歳未満：扶養親族のうち、平成23年1月2日以降に生まれた方

10 特定・老人・16歳未満の種別 【手引き4ページ「扶養親族の種別」を参照】

扶養親族等がいずれかに該当する場合、該当する文字に○をしてください。

11 同居等の区分・国外居住の有無

【手引10ページ「国外にお住まい（非居住者）の扶養親族等がいる場合」を参照】

受給者と同居か別居のいずれかに○をしてください。

「別居」の場合は、申告書のE欄の⑭に別居している方の氏名と住所をご記入ください。

「非居住者」である場合は、「国外居住」と該当する区分に○をして、E欄の⑭にその方の氏名と住所をご記入ください。

また、「非居住者」の場合は、「親族関係書類」等を扶養親族等申告書に添付してください。

なお、いずれの条件にも該当しない場合、区分は記入不要です。

(1) 対象者の年齢が30歳未満、または70歳以上である場合

「別居」、「国外居住」、「30歳未満・70歳以上」に○をしてください。

※30歳未満＝平成9年1月2日以後生まれの方 70歳以上＝昭和32年1月1日以前生まれの方

(2) 対象者の年齢が30歳以上70歳未満である場合

①～③に該当する場合、いずれかひとつに○をしてください。

①対象者が留学のため国内に住所および居所を有しなくなった場合

「別居」、「国外居住」、「留学」に○をしてください。

②対象者が障害者に該当する場合

「別居」、「国外居住」、「障害者」に○をしてください。

また、申告書の⑬「障害」欄もご記入ください。

③対象者が受給者から生活費または教育費に充てるため送金を年間38万円以上受ける見込みである場合「別居」、「国外居住」、「年38万円以上送金」に○をしてください。

記入項目について③

12 年間所得の見積額 【手引11～13ページ「年間所得の見積額」の計算方法」を参照】

扶養親族等の令和8年の年間所得見積額を計算し、「58万円以下」、「58万円超～85万円以下」または「85万円超」のいずれかに○をしてください。

また、扶養親族等が退職所得を受ける見込みである場合、「退職所得あり」に○をして、退職所得を除いた年間所得見積額をご記入ください。

13 障害 【手引3ページ「普通障害者」「特別障害者」とは」を参照】

記入方法は①をご覧ください。

E 「摘要」欄

14 摘要 【手引6ページを参照】

「本人所得」及び「配偶者の区分」について

< 配偶者控除等（源泉徴収時）の要件 >

		配偶者所得		
		58万円以下	58万円超～95万円以下	95万円超
本人所得	900万円以下	配偶者控除 老人配偶者控除 障害者控除	配偶者特別控除※1	控除対象外※3
	900万円超	障害者控除※2		

※1 配偶者が70歳以上または障害者の場合であっても、控除額の加算はありません。

※2 配偶者が障害者でない場合には、控除の対象となりません。

※3 上記以外の場合でも、本人所得が1,000万円以下、配偶者所得が133万円以下の場合には、確定申告を行うことで、配偶者（特別）控除が受けられます。詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

配偶者や扶養親族等が退職所得を受ける見込みである場合

○所得税の控除対象となる条件

全ての所得額を合計した年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族等は58万円以下であること。
申告書の⑤「配偶者の区分」欄にご記入いただく年間所得見積額は「退職所得を含んだ」金額です。

○お住まいの市区町村の個人住民税において控除対象となる条件

退職所得を除いた年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族等は58万円以下であること。

⇒ 配偶者または扶養親族等が令和8年に退職所得を受ける見込みである場合

退職所得を計算のうえ、「（退職所得を含んだ）年間所得見積額」とは別に、「退職所得を除いた年間所得見積額」をご記入ください（退職所得の計算方法は、13ページをご確認ください）。

「退職所得を除いた」年間所得見積額を記入し、提出すると、お住まいの市区町村へ報告され、翌年度の個人住民税計算の際に反映されます。配偶者または扶養親族等が退職所得を受ける見込みがない場合は「退職所得を除いた」年間所得見積額の記入は不要です。

個人住民税計算の詳細については、お住まいの市区町村へお尋ねください。

○前年に「退職所得あり」で配偶者・扶養親族等を申告された方

令和8年に退職所得を受ける見込みがない場合、配偶者の場合は年間所得の見積額を記入し、扶養親族等の場合は「58万円以下」、「58万円超～85万円以下」または「85万円超」のいずれかに○を記入して、「前年から変更あり」としてご提出ください。

「前年から変更なし」で提出されると、前年と同じ金額の退職所得を受ける見込みであるという内容の申告になりますので、ご注意ください。

国外にお住まい（非居住者）の扶養親族等がいる場合

○「非居住者」とは

国内に住所を有さず、かつ現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない方を「非居住者」といい、「非居住者」である方を控除対象とする場合、一定の要件があり、添付書類の提出が必要です。

なお、配偶者や扶養親族等を「非居住者」として申告された場合、源泉徴収票にその旨が記載されます。

○「親族関係書類」の添付

控除対象となる配偶者または扶養親族等が国外居住（非居住者）の場合は、親族関係書類（※）を申告書と同封してご提出ください。

※「親族関係書類」とは、次の①または②のいずれかの書類で、その非居住者が受給者本人の配偶者または親族であることを証するものをいいます。

なお、これらの書類が外国語で作成されている場合は、日本語での翻訳文が必要になります。

①戸籍の附票の写し、その他の国または地方公共団体が発行した書類、およびその配偶者または扶養親族等の旅券の写し

②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類（その配偶者または扶養親族等の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限りです。）

○配偶者が国外居住（非居住者）である場合

控除対象となる配偶者が国外居住（非居住者）である場合は、申告書の⑥「同居、別居、非居住者」欄の「非居住者」に○をして、申告書の⑤欄の⑭に非居住者の方の氏名と住所をご記入ください。

また、「親族関係書類」を扶養親族等申告書に添付してください。

○配偶者以外の扶養親族等が国外居住（非居住者）である場合

<控除対象となる要件>

配偶者以外の扶養親族等が国外居住（非居住者）の場合は、その方を控除対象とするためには、一定の要件があります（配偶者の場合は、このような要件はありません。）。

扶養親族等が国外居住（非居住者）の場合、控除対象とするためには、非居住者でない扶養親族の要件（受給者と生計を一にする年間所得見積額が58万円以下である親族）に加え、以下のいずれかに該当する必要があります。

①対象者の年齢が30歳未満（※1）、または70歳以上（※2）であること

②対象者が①に該当せず、留学のため国内に住所および居所を有しなくなったこと

③対象者が①に該当せず、障害者（※3）に該当すること

④対象者が①に該当せず、年金受給者から、その年において生活費または教育費に充てるための送金を年間38万円以上受ける見込みであること

※1 30歳未満＝平成9年1月2日以降生まれの方

※2 70歳以上＝昭和32年1月1日以前生まれの方

※3 障害者に該当するかは、3ページ「「普通障害者」「特別障害者」とは」をご覧ください。

<記入方法と添付書類>

配偶者以外の扶養親族等が国外居住（非居住者）の場合は、申告書の⑪「国外居住の有無」欄の「国外居住」と該当する区分に○をして、⑤欄の⑭にその方の氏名と住所をご記入ください。

なお、上記①から④いずれにも該当しない場合は、区分の○は記入不要です。

上記の①、③、④に該当する場合は、「親族関係書類」を扶養親族等申告書に添付してください。

また、②に該当する場合は、「親族関係書類」と併せて「留学の事実がわかる書類」（※）を添付してください。

※「留学の事実がわかる書類」とは、現地の査証（ビザ）または在留カードの写しで、対象者が留学の在留資格に相当する資格をもって国外に在留することにより国内に住所および居所を有しなかった旨を証するもの（外国語で作成されている場合は、翻訳文も必要です）。

③または④に該当する場合の「障害状態を証明する書類」、「送金を証明する書類」は添付不要です。

○前年に非居住者として申告した扶養親族等が30歳に到達する場合

前年に非居住者（「30歳未満・70歳以上」）として申告した扶養親族等が、令和8年に「30歳以上」となる場合、令和8年分の控除対象とならなくなります。

令和8年分に引き続き控除を受けるためには、10ページ＜控除対象となる要件＞の②～④のうち申告書の該当する区分に○を記入のうえ、「前年から変更あり」としてご提出ください。

「年間所得の見積額」の計算方法①

所得の見積額は、収入から控除額等を差し引いたものです。

控除額は所得の種類ごとに計算方法が異なります。複数の収入がある方は、種類ごとの所得の見積額を計算していただき、その金額を合計した額が所得見積額となります。

詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

1. 収入が公的年金等の場合の計算方法

「その年に受け取る年金額（A）」－「公的年金等控除額」＝「公的年金等にかかる雑所得の金額」

公的年金等とは、厚生年金、国民年金、共済年金、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。

「受け取る年金額」とは、社会保険料などが控除される前の合計年金額です。

障害年金、遺族年金は非課税所得のため、所得の見積額には含みません。

公的年金等控除額は、年金以外の所得額、年齢、受け取る年金額に応じて異なります。

○収入が公的年金等のみ、または公的年金等以外の所得が1,000万円以下である場合の公的年金等控除額

年金を受け取る方の年齢	その年に受け取る年金額（A）	公的年金等控除額
65歳以上 (昭和37年1月1日以前生まれ)	330万円以下	110万円
	330万円超410万円以下	(A) × 25% + 27万5千円
	410万円超770万円以下	(A) × 15% + 68万5千円
	770万円超1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5千円
	1,000万円超	195万5千円
65歳未満 (昭和37年1月2日以降生まれ)	130万円以下	60万円
	130万円超410万円以下	(A) × 25% + 27万5千円
	410万円超770万円以下	(A) × 15% + 68万5千円
	770万円超1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5千円
	1,000万円超	195万5千円

《計算例①》65歳以上の方で受け取っている年金額が145万円の場合の年間所得の見積額

145万円（受け取る年金額）－ 110万円（公的年金等控除額）＝ 35万円（年間所得の見積額）

《計算例②》65歳未満の方で受け取っている年金額が50万円の場合の年間所得の見積額

50万円（受け取る年金額）－ 60万円（公的年金等控除額）＝ 0万円（年間所得の見積額）（※）

※年間所得の見積額がマイナスとなった場合は所得額は0円となります。

※公的年金等以外の収入がある場合は、上記で計算した公的年金等の所得見積額と、その他の収入の所得額を合算した金額が年間所得の見積額となります。

○公的年金等以外に1,000万円を超える所得がある場合の公的年金等控除額

公的年金等以外の所得が1,000万円を超え2,000万円以下である場合には、上記の表の年金額に対応する公的年金等控除額欄に記載された額から一律10万円を差し引いた額が控除額となります。2,000万円を超える場合には、一律20万円を差し引いた額が控除額になります。

詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

「年間所得の見積額」の計算方法②

2. 収入が給与の場合の計算方法

「給与の収入金額（B）」－「給与所得控除額」－「所得金額調整控除額」＝「給与所得の金額」

給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与の収入金額（B）	給与所得控除額
190万円以下	65万円
190万円超360万円以下	(B) × 30% + 8万円
360万円超660万円以下	(B) × 20% + 44万円
660万円超850万円以下	(B) × 10% + 110万円
850万円超	195万円

《計算例》給与の収入金額が90万円の場合の年間所得の見積額

90万円（給与の収入金額）－ 65万円（給与所得控除額）＝ 25万円（年間所得の見積額）

下記①または②に該当する場合は、給与所得から「所得金額調整控除額」が控除されます。

①公的年金等所得と給与所得があり、合計した所得額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額＝年金所得額（※）＋給与所得控除後の給与等の額（※）－10万円
（※）10万円を超える場合は10万円

《計算例》65歳以上の方で受け取っている年金額が180万円（年金所得70万円）

および給与収入額が200万円の場合

給与所得控除額：200万円（給与の収入金額）× 30% + 8万円 = 68万円

所得金額調整控除額：10万円（年金所得の上限額）＋ 10万円（給与所得の上限額）－ 10万円 = 10万円

給与所得額：200万円（給与の収入金額）－ 68万円（給与所得控除額）
－ 10万円（所得金額調整控除額）＝ 122万円

②給与収入が850万円を超え、以下のいずれかに該当する場合

- ・本人が特別障害者に該当する。
- ・特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族等がいる。
- ・23歳未満の扶養親族等がいる。

所得金額調整控除額＝（給与の収入金額（※）－850万円）× 10%
（※）1,000万円を超える場合は1,000万円

《計算例》給与の収入金額が1,200万円で、23歳未満の扶養親族等を有する場合

給与所得控除額：195万円

所得金額調整控除額：（1,000万円（給与の収入の上限額）－ 850万円）× 10% = 15万円

1,200万円（給与の収入金額）－ 195万円（給与所得控除額）
－ 15万円（所得金額調整控除額）＝ 990万円（年間所得の見積額）

「年間所得の見積額」の計算方法③

3. 収入が退職手当の場合の計算方法

$$(\text{「一般退職手当等の収入金額」} - \text{「退職所得控除額」}) \times 1/2 = \text{「退職所得の金額」}$$

退職所得の金額は退職手当の区分によって計算方法が異なります。ここでは、「一般退職手当等」について説明しています。

退職所得控除額は退職手当の支払を受ける人の勤続年数に応じて計算されます。

勤続年数※	退職所得控除額
20年以下	40万円 × 勤続年数
20年を超える	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※勤続期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年に切り上げて勤続年数を計算します。

長期欠勤や休職の期間も勤続年数に含まれます。

- ・計算した退職所得の金額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた金額が退職所得の金額となります。
- ・退職手当の区分や勤続年数によって、退職所得の金額を求める計算方法は異なります。

退職手当の区分には上記で計算式を説明している「一般退職手当等」以外に、役員等以外の者として勤務した勤続年数が5年以下である場合の「短期退職手当等」や、役員等として勤務した勤続年数が5年以下である場合の「特定役員退職手当等」があり、それぞれ所得金額の計算方法が異なります。

「一般退職手当等」以外の区分がある場合の退職所得の金額の計算方法などについて、詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

収入がその他の場合の計算方法

所得の種類ごとの所得金額の計算方法は次のとおりです。

所得の種類	所得金額（非課税所得は含みません。）
利子所得	利子収入額と同額
配当所得	収入金額－株式等の取得に要した負債の利子
不動産所得	総収入金額－必要経費
事業所得	総収入金額－必要経費
譲渡所得	総収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額
山林所得	総収入金額－必要経費－特別控除額
一時所得	総収入金額－支出金額－特別控除額
雑所得（公的年金等以外）	総収入金額－必要経費

所得金額には、非課税所得のほか、源泉徴収だけで納税が完結するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。

詳しくは、お近くの税務署にお尋ねください。